

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：富士宮市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.19%
全職員	70.69%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	92.9%
本庁課長相当職	87.9%
本庁課長補佐相当職	99.5%
本庁係長相当職	97.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.8%
31～35年	93.6%
26～30年	93.0%
21～25年	90.9%
16～20年	85.9%
11～15年	90.5%
6～10年	78.1%
1～5年	68.1%

【説明欄】

1. 全職員に係る情報について

- ・任期の定めのない常勤職員の扶養手当について、主たる生計維持者が男性である場合が多く、受給者の割合が男性 73.3%に対し女性 26.7%であるため、給与に差異が生じている。
- ・任期の定めのない常勤職員の住居手当について、賃貸借契約の契約者が男性である場合が多く、受給者の割合が男性 68.6%に対し女性 31.4%であるため、給与に差異が生じている。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員数について、女性が 81.4%であることから、全職員の男性の給与に対する女性の給与の割合に影響を与えている。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報について

- ・勤続年数 1～5 年、6～10 年について、実績手当（時間外手当・特殊勤務手当等）の支給額の男女割合が男性 58.9%に対し女性 41.1%であるため、給与に差異が生じている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。